

公立大学法人会津大学監査室設置要綱

(目的)

第1条 公立大学法人会津大学(以下「法人」という)における監事監査の事務等を行うため、法人に監査室を置く。

(組織)

第2条 監査室は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 室長
 - 二 副室長
 - 三 室員
- 2 室長は、総務・財務担当理事をもって充て、監査室の業務を総括する。
 - 3 室長は、必要のつど室員会議を招集し議長となる。
 - 4 副室長は、理事長が指名する室員をもって充て、室長を補佐する。
 - 5 室長に事故あるときは、副室長がその職務を代理する。
 - 6 室員は、次に掲げる者をもって兼務させ、監査室の業務を処理する。
 - 一 理事長が指名する職員(教員以外)
 - 7 室員の任期は、2年を超えない範囲内において理事長が定め、補充の室員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(業務)

第3条 監査室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 監事監査の事務に関すること。
- 二 会計監査人の監査の事務に関すること。
- 三 監査結果に対する法人としての対応に関すること。
- 四 その他監査に関すること。

(事務)

第4条 監査室の事務は、事務局総務予算課において処理する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、監査室に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。